

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 3 - 投法人1 - 2
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 2021年12月1日
 【発行者名】 日本都市ファンド投資法人
 【代表者の役職氏名】 執行役員 西田 雅彦
 【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング
 【事務連絡者氏名】 三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社
 執行役員都市事業本部長 荒木 慶太
 【電話番号】 03-5293-7081
 【発行登録の対象とした募集内国投資証券に係る投資法人 日本都市ファンド投資法人
 の名称】

【発行登録の対象とした募集内国投資証券の形態】 投資法人債券（短期投資法人債を除く。）
 【今回の募集金額】 第2回無担保投資法人債 50億円
 【発行登録書の内容】
 （1）【提出日】 2021年4月2日
 （2）【効力発生日】 2021年4月12日
 （3）【有効期限】 2023年4月11日
 （4）【発行登録番号】 3 - 投法人1
 （5）【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額 100,000百万円
 【これまでの募集実績】
 （発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
3 - 投法人1 - 1	2021年6月15日	8,500百万円	-	-
実績合計額（円）		8,500百万円 (8,500百万円)	減額総額（円）	なし

（注）実績合計額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段括弧書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 91,500百万円
 （91,500百万円）

（注）残額は、券面総額又は振替投資法人債の総額の合計額（下段括弧書きは発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）
 該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】

該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

該当事項はありません。

第2【新投資口予約権証券】

該当事項はありません。

第3【投資法人債券（短期投資法人債を除く。）】

（1）【銘柄】

日本都市ファンド投資法人第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（以下「本投資法人債」といいます。）

（2）【投資法人債券の形態等】

社債等振替法の適用

本投資法人債は社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）（以下「社債等振替法」といいます。）の適用を受け、下記(18)項「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程（以下「振替機関の業務規程」といいます。）に従って取り扱われるものとし、同法第115条で準用する第67条第1項の規定にもとづき本投資法人債についての投資法人債券は発行しません。

但し、社債等振替法第115条で準用する同法第67条第2項に規定される場合には、本投資法人債の投資法人債権者は日本都市ファンド投資法人（以下「本投資法人」といいます。）に投資法人債券を発行することを請求できます。この場合、投資法人債券の発行に要する費用は本投資法人の負担とします。かかる請求により発行する投資法人債券は無記名式利札付に限り、本投資法人債の投資法人債権者は当該投資法人債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、その分割又は併合は行いません。

信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本投資法人債について、本投資法人は株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）からAAの信用格付を2021年12月1日付で取得しています。

JCRの信用格付は、格付対象となる債務について約定どおり履行される確実性の程度を、等級をもって示すものです。

JCRの信用格付は、債務履行の確実性の程度に関してのJCRの現時点での総合的な意見の表明であり、当該確実性の程度を完全に表示しているものではありません。また、JCRの信用格付は、デフォルト率や損失の程度を予想するものではありません。JCRの信用格付の評価の対象には、価格変動リスクや市場流動性リスクなど、債務履行の確実性の程度以外の事項は含まれません。

JCRの信用格付は、格付対象の発行体の業績、規制などを含む業界環境などの変化に伴い見直され、変動します。また、JCRの信用格付の付与にあたり利用した情報は、JCRが格付対象の発行体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものです。当該情報には、人為的、機械的又はその他の理由により誤りが存在する可能性があります。

本投資法人債の申込期間中に本投資法人債に関してJCRが公表する情報へのリンク先は、JCRのホームページ（<https://www.jcr.co.jp/>）の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」（<https://www.jcr.co.jp/release/>）に掲載されています。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性があります。その場合の連絡先は以下のとおりです。

JCR：電話番号 03-3544-7013

（3）【券面総額】

本投資法人債についての投資法人債券は原則として発行しません。

なお、振替投資法人債の総額は、金50億円です。

（4）【各投資法人債の金額】

1億円

(5) 【発行価額の総額】

金50億円

(6) 【発行価格】

各投資法人債の金額100円につき金100円

(7) 【利率】

年0.140パーセント

(8) 【利払日及び利息支払の方法】

本投資法人債の利息は、払込期日の翌日から本投資法人債を償還すべき日(以下「償還期日」といいます。)までこれをつけ、2022年6月7日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月7日及び12月7日の2回に各その日までの前半か年分を支払います。但し、半年に満たない利息を計算するときは、その半年間の日割でこれを計算します。

利息を支払うべき日(以下「利息支払期日」といいます。)が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。

償還期日後は本投資法人債には利息をつけません。但し、償還期日に財務代理人に対して本投資法人債の元利金支払資金の預託(以下「資金預託」といいます。)がなされなかった場合には、償還期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記(7)項「利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

利息支払期日に資金預託がなされなかった場合には、当該未払利息について、当該利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨を公告した日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記(7)項「利率」所定の利率による遅延損害金を付するものとします。

(9) 【償還期限及び償還の方法】

本投資法人債の元金は、2026年12月7日にその総額を償還します。

本投資法人債の償還金額は、各投資法人債の金額100円につき金100円とします。

本投資法人債の買入消却は、払込期日の翌日以降、下記(18)項「振替機関に関する事項」に記載の振替機関が別途定める場合を除き、いつでもこれを行うことができます。

償還期日が銀行休業日にあたる場合は、その支払は前銀行営業日にこれを繰り上げます。

(10) 【募集の方法】

一般募集

(11) 【申込証拠金】

各投資法人債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当します。

申込証拠金には利息をつけません。

(12) 【申込期間】

2021年12月1日

(13) 【申込取扱場所】

下記(16)項「引受け等の概要」に記載の引受人の本店及び国内各支店

(14) 【払込期日】

2021年12月7日

(15) 【払込取扱場所】

該当事項はありません。

(16) 【引受け等の概要】

本投資法人債の引受け等の概要は以下のとおりです。

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	5,000	1 引受人は、本投資法人債の全額につき買取引受を行います。 2 本投資法人債の引受手数料は各投資法人債の金額100円につき金40銭とします。
計	-	5,000	-

(17) 【投資法人債管理者又は投資法人債の管理会社】

該当事項はありません。

(18) 【振替機関に関する事項】

株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

(19) 【投資法人の登録年月日及び登録番号】

登録年月日 2001年10月18日
登録番号 関東財務局長第8号

(20) 【手取金の使途】

本投資法人債の払込金額5,000百万円から発行諸費用の概算額34百万円を控除した差引手取概算額4,966百万円は、全額を2021年12月1日付で取得したグリーン適格資産(下記「第4 募集又は売出しに関する特別記載事項」において定義します。)である「JMFビル赤坂02」の取得により減少した手元資金に充当する予定です。

(21) 【その他】

財務代理人

- (イ) 本投資法人は、別に定める財務代理契約証書にもとづき、株式会社三菱UFJ銀行(以下「財務代理人」といいます。)に本投資法人債の財務代理事務を委託します。
- (ロ) 財務代理人は、本投資法人債に関して、本投資法人債の投資法人債権者に対していかなる義務又は責任も負わず、また本投資法人債の投資法人債権者との間にいかなる代理関係又は信託関係も有していません。
- (ハ) 本投資法人が財務代理人を変更する場合には、その旨を公告します。
- (ニ) 合併等により財務代理人の名称又は住所が変更される場合には、本投資法人はその新たな名称又は住所を公告します。
- (ホ) 本投資法人債の投資法人債権者が財務代理人に請求等を行う場合には、財務代理人の本店に対してこれを行うものとします。

投資法人債管理者の不設置

本投資法人債は、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法」といいます。)第139条の8但書の要件を充たすものであり、本投資法人債の管理を行う投資法人債管理者は設置されていません。

担保及び保証の有無

本投資法人債には担保及び保証は付されておらず、また本投資法人債のために特に留保されている資産はありません。

財務上の特約

(イ) 担保提供制限

本投資法人は、本投資法人債発行後、本投資法人債の未償還残高が存する限り、本投資法人が国内で既に発行した、又は国内で今後発行する他の無担保投資法人債(但し、下記に定める担付切換条項が特約されている無担保投資法人債を除きます。)のために担保権を設定する場合は、本投資法人債のために担保付社債信託法(明治38年法律第52号。その後の改正を含みます。)(以下「担保付社債信託法」といいます。)にもとづき同順位の担保権を設定しなければなりません。なお上記但書における担付切換条項とは、利益維持条項等本投資法人の財務指標に一定の事由が生じた場合に期限の利益を喪失する旨の特約を解除するために担保権を設定する旨の特約、又は本投資法人が自らいつでも担保権を設定することができる旨の特約をいいます。

(ロ) 上記(イ)により本投資法人債のために担保権を設定する場合は、本投資法人は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告するものとします。

期限の利益喪失に関する特約

(イ) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債の投資法人債権者からの書面による請求を財務代理人が受けた日から7日を経過した日に、請求を受けた各本投資法人債について期限の利益を喪失します。但し、財務代理人が当該請求を受けた日から7日以内に当該事由が補正又は治癒された場合は、その限りではありません。

- a. 本投資法人が上記(9)項「償還期限及び償還の方法」の規定に違背し、7日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
- b. 本投資法人が上記(8)項「利払日及び利息支払の方法」の規定に違背し、14日以内に本投資法人がその履行をしないとき。
- c. 本投資法人が上記(21)項「財務上の特約 (イ)担保提供制限」の規定に違背したとき。
- d. 本投資法人が本投資法人の本投資法人債以外の投資法人債又は投資法人債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。但し、当該債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではありません。
- e. 本投資法人以外の者の発行する社債又は社債を除く借入金債務に対して本投資法人が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。但し、当該保証債務の合計額(邦貨換算後)が10億円を超えない場合は、この限りではありません。

(ロ) 本投資法人は、次に掲げる事由のいずれかが発生した場合には、本投資法人債の投資法人債権者からの請求の有無にかかわらず、本投資法人債総額についてただちに期限の利益を喪失します。

- a. 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の申立をし、又は解散(合併の場合を除きます。)の決議をしたとき。
- b. 本投資法人が破産手続開始、民事再生手続開始若しくはその他適用ある倒産手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- c. 本投資法人が、投資法人としての登録を取り消されたとき。但し、合併による場合で、合併後の投資法人が本投資法人債上の債務全額を承継する場合はこの限りではありません。
- d. 本投資法人の純資産の額が、投信法上の最低純資産額を下回り、内閣総理大臣から投信法第215条第2項にもとづく通告を受けた場合で、当該通告に規定された期間内に治癒を図ることができなかったとき。

(ハ) 上記(イ)又は(ロ)の規定により期限の利益を喪失した本投資法人債は、ただちに支払われるものとし、償還期日又は直前の利息支払期日の翌日から、現実の支払がなされた日又は資金預託がなされた旨の公告をした日から7日を経過した日のいずれか早い方の日まで、上記(7)項「利率」所定の利率による利息を付するものとします。

公告の方法

(イ) 本投資法人債に関して本投資法人債の投資法人債権者に対し公告する場合には、財務代理人が本投資法人からの通知を受けて、本投資法人の名においてこれを行うものとし、法令に別段の定めがあるものを除き本投資法人の規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙(但し、重複するものがあるときは、これを省略することができます。)にこれを掲載します。

(ロ) 本投資法人が規約の変更により、公告の方法を電子公告とした場合は、法令に別段の定めがあるときを除いて、電子公告の方法によりこれを行うものとします。但し、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、本投資法人の規約所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市で発行する各1種以上の新聞紙(但し、重複するものがあるときは、これを省略することができます。)にこれを掲載します。

投資法人債権者集会

(イ) 本投資法人債の投資法人債権者集会は、本投資法人がこれを招集するものとし、投資法人債権者集会の日の3週間前までに投資法人債権者集会を招集する旨、投資法人債権者集会の日時及び場所並びに投資

法人債権者集会の目的である事項その他法令にもとづき投資法人債権者に通知すべき事項を公告します。

- (ロ) 本投資法人債の投資法人債権者集会は、東京都においてこれを行います。
- (ハ) 本投資法人債の総額(償還済みの額及び本投資法人が有する本投資法人債の金額の合計額を除きます。)の10分の1以上にあたる本投資法人債を有する投資法人債権者は、本投資法人債に関する社債等振替法第115条で準用する同法第86条に定める書面(上記(2)項「投資法人債券の形態等」但書にもとづき本投資法人債の投資法人債券が発行された場合は当該投資法人債券)を本投資法人又は財務代理人に提示したうえ、投資法人債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を本投資法人又は財務代理人に提出して投資法人債権者集会の招集を請求することができます。
- (ニ) 上記(イ)及び(ハ)にともなう事務手続については、財務代理人が本投資法人の名においてこれを行うものとし、財務代理人が本投資法人債の投資法人債権者からの請求を受けつけた場合には、すみやかにその旨を本投資法人に通知し、その指示にもとづき手続を行います。
- (ホ) 本投資法人債及び本投資法人債と同一の種類(投信法第139条の7で準用する会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。)(以下「会社法」といいます。))第681条第1号に定める種類をいいます。以下同じです。)の投資法人債の投資法人債権者集会は、一つの集会として開催されます。上記(イ)乃至(ニ)の規定は、本(ホ)の投資法人債権者集会について準用します。

時効

本投資法人債の消滅時効は、投信法第139条の7で準用する会社法第701条の規定により、元金については10年、利息については5年とします。

追加発行

本投資法人は、随時、本投資法人債の投資法人債権者(上記(2)項「投資法人債券の形態等」但書にもとづき本投資法人債の投資法人債券が発行された場合は利札の所持人を含みます。)の同意なしに、本投資法人債と初回利払日乃至払込金額を除く全ての事項(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。)(以下「投信法施行規則」といいます。))第180条所定の各事項を含みます。)において本投資法人債と同じ内容の要項を有し、本投資法人債と併合されることとなる同一の種類の本投資法人債を追加発行することができます。

投資法人債要項の公示

本投資法人は、その本店及び財務代理人の本店に本投資法人債の投資法人債要項の写しを備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供します。

発行代理人及び支払代理人

振替機関の業務規程にもとづく本投資法人債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱います。

一般事務受託者

- (イ) 本投資法人債に関する一般事務受託者
 - a. 本投資法人債を引き受ける者の募集に関する事務(投信法第117条第1号関係)
 - 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
 - b. 財務代理人に委託する発行及び期中事務(本投資法人債にかかる発行代理人業務及び支払代理人業務を含みます。)(投信法第117条第3号及び第6号関係)
 - 株式会社三菱UFJ銀行
 - なお、投信法施行規則第169条第2項第4号に規定する投資法人債権者に対する利息又は償還金の支払に関する事務は、社債等振替法及び振替機関の業務規程その他上記(18)項「振替機関に関する事項」に記載の振替機関が定める規則等(以下「業務規程等」といいます。)の規定に従って支払代理人及び口座管理機関を経由して処理されます。
 - c. 本投資法人債の投資法人債原簿の作成及び備置きその他の投資法人債原簿に関する事務(投信法第117条第2号関係)
 - 株式会社三菱UFJ銀行
- (ロ) 投資法人債に関する事務を除く一般事務受託者(投信法第117条第2号乃至第6号関係)
 - 三菱UFJ信託銀行株式会社
 - PwC税理士法人

資産運用会社

三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社

資産保管会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

元利金の支払

本投資法人債の投資法人債権者に対する元利金は、社債等振替法及び業務規程等に従って支払われ、本投資法人は、支払代理人を経由しての振替機関の業務規程に定義された機構加入者に対する元利金の交付をもって、本投資法人債の元利金の支払にかかる債務を免責されるものとします。

申込等

引受人は、募集に際して、上記(11)項「申込証拠金」に記載の申込証拠金を申込者より徴収し、これを払込期日に払込金に振替充当します。申込証拠金には利息をつけません。

第4【募集又は売出しに関する特別記載事項】

(1) グリーンボンドとしての適格性について

本投資法人は、グリーンボンドの発行のために「グリーンボンド原則（GBP）2018」（注1）に即したグリーンボンドフレームワークを制定し、サステナリティクスよりセカンドパーティ・オピニオン（注2）を2021年4月26日に取得しています。

グリーンボンドフレームワークにおいて、本投資法人が発行する投資法人債がグリーンボンドとしての適格性を確保するための以下の枠組みを構築しています。

- 本投資法人が保有する特定資産のうち、適格クライテリア（下記（2）に記載します。以下同じです。）を満たす特定資産（以下「グリーン適格資産」といいます。）を抽出する
- グリーン適格資産の帳簿価額の総額に総資産額に対する有利子負債比率（各投資法人債の払込期日においては算出可能な直近期末時点、レポート（下記d.に記載します。）時は各年の2月末時点）の実績値を乗じて算出された負債額（以下「グリーン適格負債額」といいます。）をグリーンボンドの発行上限とする
- 本投資法人は、グリーン適格負債額を超えては、グリーンボンドとしての適格性を有するものとして投資法人債を発行しないものとする
- グリーン適格資産の評価・選定プロセス、グリーンボンドの発行残高の管理、グリーンボンドフレームワークに沿った運用がなされていることのレポート等、個別のグリーンボンドの発行がグリーンボンドフレームワークに沿ったものであることを確保する体制を構築するものとする

本投資法人はグリーンボンドで調達した資金の総額と同額を、既存又は新規のグリーン適格資産の取得資金若しくは適格クライテリアを満たす改修工事資金及びそれらに要した借入金の返済資金又は既に発行した、グリーン適格資産の取得に要した投資法人債（グリーンボンドを含みます。）の償還資金に充当する予定です。

本投資法人債は、上記のグリーンボンドフレームワークに基づき発行される予定です。

(2) 適格クライテリアについて

適格クライテリアとは、本投資法人が保有する特定資産のうち、以下のいずれかの基準を満たすものをいいます。

- DBJ Green Building認証（注3）における5つ星、4つ星又は3つ星の評価を、各投資法人債の払込期日において、過去2年以内に取得済又は将来取得予定であること。また、レポート時には、各年の2月末時点において、同様の基準を満たしていること
- CASBEE不動産評価認証（注4）におけるSランク、Aランク又はB+ランクの評価を、各投資法人債の払込期日において、過去2年以内に取得済又は将来取得予定であること。また、レポート時には、各年の2月末時点において、同様の基準を満たしていること

(3) プロジェクトの評価・選定プロセス

グリーン適格資産は、三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社のサステナビリティ委員会によって、責任不動産投資に係る基本方針及び適格クライテリアに基づいて評価及び選定されます。

(4) 調達資金の管理

本投資法人は、本投資法人が保有する特定資産からグリーン適格資産を抽出し、グリーン適格資産の帳簿価額の総額に総資産額に対する有利子負債比率（各投資法人債の払込期日においては算出可能な直近期末時点、レポート（下記（5）に記載します。）時は各年の2月末時点）の実績値を乗じてグリーン適格負債額を算出します。その上で、グリーンボンドの発行残高がグリーン適格負債額を超過しないよう管理します。グリーンボンドの元利金の支払いは本投資法人の一般資金から行われ、その支払いがグリーン適格資産のパフォーマンスに直接的に左右されることはありません。

本投資法人は、グリーンボンドで調達した資金の総額がグリーン適格資産に全額充当されていることを報告します。グリーンボンドで調達した資金の総額は、速やかに、若しくは早期にグリーン適格資産の取得資金、グリーン適格資産の取得に要した借入金の返済資金又は既に発行した、グリーン適格資産の取得に要した投資法人債（グリーンボンドを含みます。）の償還資金に充当されます。グリーンボンドで調達した資金の全額が直ちに又は一時的にグリーン適格資産に充当されない場合、グリーン適格資産に充当されるまでの間、本投資法人は、未充当資金を特定の上、その同額を現金及び現金同等物にて管理します。

（５）レポートニング

a. 資金充当状況レポートニング

本投資法人は、グリーンボンドで調達した資金が、グリーンボンドフレームワークに則ってグリーン適格資産に全額充当され、グリーンボンドの発行残高がグリーン適格負債額を超過していないことをウェブサイトにおいて開示します。グリーンボンドが残存する間、本投資法人は各年の2月末時点におけるグリーン適格資産の帳簿価額、グリーン適格負債額及びグリーンボンドの発行残高を年次で報告します。

b. インパクト・レポートニング

本投資法人は、グリーンボンドが残存する限り、本投資法人のウェブサイト上で各年の2月末時点における以下の指標を年1回公表します。

- ・グリーン適格資産の物件数
- ・グリーン適格資産の延床面積の総計
- ・グリーン適格資産（本投資法人がエネルギー管理権限を有している物件に限ります。）に関する電力消費量・水使用量・CO2排出量・廃棄物のリサイクル量（無害廃棄物/有害廃棄物）の定量的指標

（注1）グリーンボンド原則(Green Bond Principles)とは、国際資本市場協会(ICMA)が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会(Green Bond Principles Executive Committee)により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

（注2）セカンドパーティ・オピニオンとは、当社のグリーンボンドフレームワークがグリーンボンド原則に沿ったものであるかについての、ESG評価会社であるサステナリティクスによる独立した意見です。
セカンドパーティ・オピニオンはサステナリティクスホームページ(<https://www.sustainalytics.com/sustainable-finance/our-work/>)に掲載されています。

（注3）DBJ Green Building認証とは、株式会社日本政策投資銀行（DBJ）が独自に開発した総合スコアリングモデルを利用し、環境・社会への配慮がなされた不動産（Green Building）を対象に、5段階の評価ランク（1つ星～5つ星）に基づく認証をDBJが行うものです。

（注4）CASBEE（Comprehensive Assessment System for Built Environmental Efficiency / 建築環境総合性能評価システム）不動産評価認証とは、建築物の環境性能を評価し格付けする手法で、省エネや省資源、リサイクル性能など環境負荷低減の側面に加え、景観への配慮なども含めた建築物の環境性能を総合的に評価するシステムです。

第5【その他】

特に発行登録追補目論見書に記載しようとする事項は以下のとおりです。

表紙に、本投資法人債の別称として、「第2回JMFグリーンボンド」を記載します。

第二部【参照情報】

第1【参照書類】

金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）第27条において準用する同法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

計算期間 第39期（自 2021年3月1日 至 2021年8月31日） 2021年11月25日関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

参照書類である2021年11月25日付の有価証券報告書（以下「参照有価証券報告書」といいます。）に関して、本発行登録追補書類提出日（2021年12月1日）までの間に補完すべき情報は、以下に記載のとおりです。

以下に記載の事項を除き、参照有価証券報告書に記載されている事項については、本発行登録追補書類提出日現在、変更がないと判断しています。

なお、以下の文中における将来に関する事項及び参照有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、別段の記載のない限り、本発行登録追補書類提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。また、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

1. 投資法人規約の変更

2021年11月26日開催の本投資法人第14回投資主総会において、規約の一部変更の承認決議を行い、規約の一部が変更されました。

変更の主な内容及び理由は、以下のとおりです。

- (1) 本投資法人の運用資産について、原則として賃貸借契約を締結して賃貸することとしておりますが、本投資法人が所有する中核物件その他の不動産において、投資主価値向上の観点から、賃貸以外の方法による運用を行うことが可能である場合を明確化し、より柔軟な運用可能性を確保するため、第14条第3項に但書を追加しました。
- (2) 投信法第93条第1項の規定に基づき、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなす旨の規定を定めています（いわゆる「みなし賛成制度」）。しかしながら、投資主の利益及び投資法人のガバナンス等に大きな影響を与える可能性が高い議案について、投資主の意思をより直接的に反映させることを目的として、一定の議案について、みなし賛成制度を適用しないこととする変更を行うため、第48条第3項を新設しました。

2. 役員を選任

2021年11月26日開催の本投資法人第14回投資主総会において、執行役員に西田雅彦、監督役員に臼杵政治及び伊藤治が選任されました。また、執行役員又は監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、本投資法人の資産運用会社である三菱商事・ユービーエス・リアルティ株式会社の執行役員都市事業本部長である荒木慶太及び都市事業本部戦略企画室長である町田拓也が補欠執行役員として、また、村山周平が補欠監督役員として選任されました。

3. 不動産信託受益権の取得

本投資法人は、2021年11月30日付で、以下のとおり不動産信託受益権の取得を決定しました。

特定資産の種類	不動産信託受益権
物件名称	JMFビル赤坂02
所在地	東京都港区赤坂2-3-5
取得価格	42,428百万円
鑑定評価額	44,200百万円（価格時点：2021年11月1日）
契約締結日	2021年11月30日
取得日	2021年12月1日
取得先	ヒューリック株式会社
取得資金	自己資金、借入金
決済方法	引渡時一括

4. 資金の借入

本投資法人は、2021年12月1日付で、以下の内容の新規借入れを実行しました。

借入先	借入金額	借入期間	利率(注)	借入実行日	借入・返済方法	返済期日
株式会社 三菱UFJ 銀行	6,000 百万円	1年	変動 基準金利 (全銀協 1ヶ月日本円 TIBOR) +0.120%	2021年 12月1日	無担保・ 無保証、 期日一括 弁済	2022年 11月30日

(注)但し、初回の利息計算期間における利率は契約書で別途定める利率となります。

5. 不動産信託受益権の譲渡

本投資法人は、2021年11月30日付で、以下のとおり不動産信託受益権の譲渡を決定しました。

特定資産の種類	不動産信託受益権		
物件名称	Gビル銀座01	Gビル新宿01	サミットストア 中野南台店
譲渡(予定)価格(A)	20,820百万円(注1)		
帳簿価額(注2)(B)	5,530百万円	6,490百万円	3,001百万円
	合計	15,022百万円	
譲渡予定差額(A-B)	5,797百万円		
譲渡先	ヒューリック株式会社		
譲渡契約締結日	2021年11月30日		
譲渡(予定)日	準共有持分割合 30%：2021年12月1日 30%：2022年3月1日 40%：2022年9月1日	2021年12月1日	2022年3月1日

(注1) 譲渡先より譲渡(予定)価格の個別開示について承諾が得られないことから非開示としています。

(注2) 帳簿価額は、2021年12月時点の想定値を記載しています。以下同じです。

特定資産の種類	不動産信託受益権
物件名称	Gビル南青山01
譲渡価格(A)	10,110百万円
帳簿価額(B)	10,000百万円
譲渡差額(A-B)	109百万円
譲渡先	合同会社No.6
譲渡契約締結日	2021年11月30日
譲渡日	2021年12月1日

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日本都市ファンド投資法人 本店
(東京都千代田区丸の内二丁目7番3号東京ビルディング)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)